

各務原都市計画地区計画の決定（各務原市決定）

各務原都市計画 羽場地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	羽場地区地区計画	
位 置	各務原市鷺沼羽場町3丁目・4丁目・6丁目の一部、	
面 積	約16.6ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、地区北側を国道21号と並行してJR高山本線が、地区中央を名鉄各務原線が共に東西に走っており、地区北に位置する住宅団地に多くの利用者を持つ名鉄各務原線羽場駅周辺を中心に宅地化が進行している。</p> <p>今後は、市街化の進展に合わせた地区施設及び建築物に関する計画を定め、開発行為や建築行為を適切に誘導するとともに、緑の基本計画に沿って公園を配置し、住環境の悪化をもたらすおそれの無い工業の利便を図る地域及び住環境に配慮したゆとりある市街地を形成することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>JR高山本線と名鉄各務原線に挟まれた地区については、環境の悪化をもたらすおそれの無い工業の利便を図る地域、駅周辺の業務、商業の利便増進を図る地区としての土地利用を促進し、名鉄以南の地区は、店舗や事務所の立地を許容した住宅地としての土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区施設については、小規模工場、業務・商業施設の利便性及び居住者の安全性を目的とした道路拡幅、土地利用の増進を図るための新設道路、地区の外郭を形成する道路をそれぞれ必要規模で配置する。</p> <p>また公園については、都市公園2箇所を配置し、整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>敷地面積の最低規模を指定し、敷地の再分割による過小宅地を防止するとともに、安全性、利便性の高い小規模工場、業務・商業施設の立地を誘導する。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路				
		名 称	幅 員	路線数	延 長	備 考
		区画道路 (拡幅)	6.0 m	6 本	約 883m	
	〃 (拡幅)	3.0 m	4 本	約 909m	(将来幅員 6m)	
建築物に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル				

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」